

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-1:2020

規格名：機器用スイッチー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項 機器用スイッチ（以下、スイッチという。）は、通常の使用状態で不注意な使用があった場合においても、人体又は周囲の物品に危険を及ぼさないように、JIS C 4526-1規格群に規定するところに従って、通常の使用状態で安全に機能するように設計し製作しなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条11 11.1 11.1.3 11.4 箇条12 12.1 12.1.2	箇条11 端子及び端子部 11.1 端子への共通要求事項 11.1.3 絶縁 製造業者が指定した状態で導体が端子に取付けられたときに絶縁機能が失われないよう、端子を設計しなければならない。 11.4 2本以上の導体の相互接続を意図した端子 2本以上の導体の相互接続を意図した端子は、同時に接続される最も難しいサイズの組合せで危険が生じない接続ができるように、設計しなければならない。 箇条12 構造 12.1 感電に対する保護に関連する構造上の要求事項 12.1.2 スイッチは、浴面距離及び空間距離が摩耗の結果、規定する値未満に減少することがないように設計しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-1:2020

規格名：機器用スイッチー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				12.2	12.2 スイッチの取付け及び通常の動作中の安全に関連する構造上の要求事項	
				12.2.1	12.2.1 安全のために設けられたカバー、カバープレート、取外し可能なアクチュエータなどは、工具の使用なしでは取替え又は動かすことができない方法によって固定されていなければならない。カバー又はカバープレートの固定部材は、アクチュエータを除く他の部品を固定するために用いてはならない。	
				12.3	12.3 スイッチの取付け及びコードの取付けに関連する構造上の要求事項	
				12.3.1	12.3.1 スイッチは、製造業者の指定する取付方法が、この規格に適合するように設計していなければならない。	
				12.3.3	12.3.3 導体の挿入又は取外しのための工具の開口部は、導体用の開口部と明瞭に区別できなければならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条13	箇条13 機構	
				13.2	13.2 中間位置があるスイッチは、中間位置において意図しない動作をしてはならない。	
				箇条24	箇条24 スイッチの構成部品	
				24.2	24.2 保護装置	
				24.2.7	24.2.7 電流だけを減少させる保護装置	
					電流だけを減少させる保護装置は、規定のサーミスタで	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-1:2020

規格名：機器用スイッチ第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					なければならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	箇条8 8.1 8.1.1 8.1.3 箇条12 12.3 12.3.2	箇条8 表示及び文書 8.1 スイッチ情報 8.1.1 一般 スイッチ製造業者は、次の情報を提供しなければならない。 － 機器製造業者が、スイッチを選択及び取り付けことができる情報 － 最終使用者が、スイッチ製造業者の意図したようにスイッチを使用できる情報、等 8.1.3 文書による情報 情報の提示手段欄に“文書”とある情報は、リーフレット、仕様書、図面などの文書に記載しなければならない。 箇条12 構造 12.3 スイッチの取付け及びコードの取付けに関連する構造上の要求事項 12.3.2 取外しできる導体は、導体の挿入と取外しの方法を明確に表示していなければならない。	
第 四 条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条10 10.7	箇条10 接地接続の手段 10.7 接地端子の全ての部品は、これら部品と接地導体の銅との間、又はこれらの部品に接触する他の金属との間	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-1:2020

規格名：機器用スイッチー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				10.8	<p>の接触によって腐食しないものでなければならない。</p> <p>10.8 接地端子のボディは、黄銅であるか又は他のこれと同等以上の耐食性のある金属でなければならない。</p>	
				10.9	<p>10.9 接地端子のボディが、アルミニウム又はアルミニウム合金のフレーム又は外郭の一部である場合には、銅とアルミニウム又はその合金との間の接触によって腐食しないよう注意しなければならない。</p>	
				箇条16	<p>箇条16 温度上昇</p>	
				16.1	<p>16.1 一般要求事項</p> <p>スイッチは、通常の使用で過度の温度上昇のない構造でなければならない。スイッチは、定格温度における通常の使用動作で、スイッチの機能に悪影響を及ぼす材質を使用してはならない。</p>	
				箇条20	<p>箇条20 空間距離、沿面距離、固体絶縁及び剛性プリント配線板アセンブリのコーティング</p>	
				20.5	<p>20.5 固体絶縁</p> <p>固体絶縁は、スイッチの予期する寿命に至る前に起こりうる熱又は環境上の影響に対するのと同様に、電氣的及び機械的応力に恒久的に耐えることができなければならない。</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-1:2020

規格名：機器用スイッチー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条22	箇条22 耐食性 さびによって安全性を損なうおそれがある鉄鋼製の部品は、さびに対して適切な保護がされていなければならない。	
第五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示がされているものとする。	■該当 □非該当	箇条14 14.1 14.2	箇条14 固形異物、水の浸入及び高湿状態に対する保護 14.1 固形異物の侵入に対する保護 スイッチは、製造業者の指定どおり取り付け使用したとき、固形異物に対して規定の保護等級を指定しなければならない。 14.2 水の浸入に対する保護 スイッチは、製造事業者の指定どおり取り付け使用したとき、水の浸入に対し、指定の保護等級を提供しなければならない。	
第六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	■該当 □非該当	箇条19 19.1	箇条19 ねじ、通電部品及び接続 19.1 電氣的接続に対する一般要求事項 絶縁材料を介して電氣的接続をする場合には、セラミック、純マイカ又はこれらと同等以上の特性をもつ絶縁材料を用いなければならない。	
第七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条9 9.1	箇条9 感電に対する保護 9.1 スイッチを通常の使用状態に取り付け動作させるとき、又は口金付きランプを除いて着脱できる部分を取り	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-1:2020

規格名：機器用スイッチー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。		9.3	外した後、充電部との接触を防止する適切な保護があるように構成されていなければならない。 9.3 コンデンサは、製造業者の指定に合致してスイッチを取り付けたとき、触れるおそれのある非接地金属部に接続してはならない。	
				箇条11	箇条11 端子及び端子部	
				11.3	11.3 端子の配置及び保護	
				11.3.1	11.3.1 電線の接続時、端子、充電部、又は可触金属部との絶縁機能が失われないように、端子を配置する、又は保護しなければならない。	
				11.3.2	11.3.2 可とう導体の接続に適した端子は、充電部と、可触金属部との間が接触する危険がないように配置するか、又は保護しなければならない。	
				11.3.3	11.3.3 クラスⅡ機器に用いられるスイッチでは、充電部と、可触金属部から付加絶縁だけによって隔離された金属部との間が、接触してはならない。	
				箇条12	箇条12 構造	
				12.2	12.2 スイッチの取付け及び通常の動作中の安全に関連する構造上の要求事項	
				12.2.4	12.2.4 引きひもは、充電部から絶縁されていなければならない。さらに、充電部へ可触になるような部品の取外し	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-1:2020

規格名：機器用スイッチー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					をすることなしに、引きひもの取付け又は取外しができなければならない。	
第七 条 第2 号	感電に対する 保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条10 10.2 10.3 10.4	箇条10 接地接続の手段 10.2 接地端子、接地端子部及び他の接地手段は、他の中性端子に電氣的に接続してはならない。 10.3 クラスI機器用のスイッチの可触金属部であって、絶縁不良が生じたとき充電部となるおそれがあるものは、接地用の備えをしなければならない。 10.4 接地端子、接地端子部又は他の接地手段とそれらに接続する部品との間の接続は、低い抵抗値でなければならない。	
第八 条	絶縁性能の保 持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条12 12.1 12.1.3 箇条15 15.1	箇条12 構造 12.1 感電に対する保護に関連する構造上の要求事項 12.1.3 一体組付け導体は、通常の使用中に沿面距離及び空間距離が、箇条20に規定する値未満に減少しないような硬いもの、固定されたもの又は絶縁されたものでなければならない。 箇条15 絶縁抵抗及び耐電圧 15.1 一般要求事項 スイッチは、十分な絶縁抵抗及び耐電圧をもたなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-1:2020

規格名：機器用スイッチ第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条20	箇条20 空間距離、沿面距離、固体絶縁及び剛性プリント配線板アセンブリのコーティング	
				20.2	20.2 空間距離	
				20.2.1	20.2.1 一般	
				20.2.4	空間距離は、規定の定格電圧及び過電圧カテゴリに従い、製造業者によって指定した適切な汚損度を考慮に入れて、規定の分類から製造業者が指定した定格インパルス電圧に耐える寸法でなければならない。	
				20.3	20.3 断路の空間距離	
				20.3.2	20.3.2 マイクロ断路	
				20.3.3	20.3.3 完全断路 完全断路の空間距離は、規定の基礎絶縁の値以上でなければならない。	
				20.4	20.4 沿面距離	
				20.4.1	20.4.1 一般 沿面距離は、規定の材料グループに従って製造業者が指定した汚損度を考慮に入れて通常使用時に発生することが予測された電圧についての寸法でなければならない。	
				20.6	20.6 剛性プリント配線板アセンブリのコーティング	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-1:2020

規格名：機器用スイッチ第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				20.6.1	20.6.1 一般 剛性プリント配線板アセンブリのコーティングは、汚損に対する保護及び/又は使用するタイプ1コーティング又はタイプ2コーティングによる絶縁を備えなければならない。	
第九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条24 24.2 24.2.8	箇条24 スイッチの構成部品 24.2 保護装置 24.2.8 ヒューズ抵抗器 ヒューズ抵抗器は、十分な遮断容量があり、故障状態下での破断中に火炎又は燃焼粒子の放出を引き起こしてはならない。	
第十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条16 16.3 16.3.1 16.3.2	箇条16 温度上昇 16.3 その他の部品 16.3.1 接点及び端子以外のスイッチ部は、通常の使用においてスイッチの性能・動作を損なうか、又はスイッチの使用者に危害を与えるような過度の温度に達してはならない。 16.3.2 一体組付け導体は、スイッチの最大温度定格以上の定格がなければならない。	
第十一 条 第 1 項	機械的危険源による危害の	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触	■該当 □非該当	箇条19 19.2	箇条19 ねじ、通電部品及び接続 19.2 ねじ止め接続	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-1:2020

規格名：機器用スイッチー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	防止	等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。		19.2.8 19.3	19.2.8 導体を締め付けるねじ及びナットは、規定のねじ又はピッチ及び機械的強度が同等でなければならない。 19.3 通電部 通電部及び接地導通部分は、製品性能を満足する機械的強度をもたなければならない。	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条18 18.1	箇条18 機械的強度 18.1 一般要求事項 可触部品は、通常の使用中に受ける最低限のレベルの下記の力に耐える機械的強度をもたなければならない。 － 衝撃 － 引張り － 押圧	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	－	－	一般的に、人体に危害、又は物件に損傷を与えるおそれのある化学物質の流出及び溶出がないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-1:2020

規格名：機器用スイッチー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が外部に発生しないため、非該当が妥当と考える。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項 機器用スイッチ（以下、スイッチという。）は、通常の使用状態で不注意な使用があった場合においても、人体又は周囲の物品に危険を及ぼさないように、JIS C 4526-1規格群に規定するところに従って、通常の使用状態で安全に機能するように設計し製作しなければならない。	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-1:2020

規格名：機器用スイッチー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な再始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条11 11.1 11.1.1	箇条11 端子及び端子部 11.1 端子への共通要求事項 11.1.1 一般 端子は、使用条件を明らかにした導体に対して、安全及び信頼性のある接続をしなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-1:2020

規格名：機器用スイッチー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		回路が異常な電流に耐えることができるものとする。				
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条25 25.2 25.2.1	箇条25 EMC要求事項 25.2 イミュニティ 25.2.1 一般 電子式スイッチは、スイッチの状態（オン又はオフ）及び／又は設定値が、電磁干渉から保護されるように設計しなければならない。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条25 25.3 25.3.1	箇条25 EMC要求事項 25.3 エミッション 25.3.1 低周波エミッション 公共低電圧供給システムに接続する電子式スイッチは、回線に過度の妨害の原因とならないように設計されていなければならない。	
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条8 8.1 8.1.2 8.8	箇条8 表示及び文書 8.1 スイッチ情報 8.1.2 スイッチへの表示による情報 表3において、情報の提示手段欄に“表示”とある情報は、スイッチに表示しなければならない。 8.8 表示の読みやすさ及び耐久性	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-1:2020

規格名：機器用スイッチー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				8.9	表示は、消えにくく、かつ、判読可能でなければならない。 8.9 外郭をもつスイッチ 外郭をもち、機器に組み込むことを意図しないスイッチは、“オフ”位置が明瞭に表示されていなければならない。	
第二十条第1号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-1:2020

規格名：機器用スイッチー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十 条第2号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機 器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、 かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事 項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用 すると、経年劣化による発火、けが等の事故 に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十 条第3号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装 置を有するものを除く。）及び電気脱水機 （電気洗濯機と一体となっているものに限 り、産業用のものを除く。） 機器本体の見 やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易 に消えない方法で、次に掲げる事項を表示 すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-1:2020

規格名：機器用スイッチー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十 条第4号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	-	-	-